

総社市告示第115号

総社市住民税非課税世帯等に対する価格高騰重点支援給付金支給事業実施要綱（令和5年総社市告示第83号）の一部を次のように改正する。

令和5年12月8日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条号」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条号とし、移動後条号に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条号（以下「追加条号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条号を除く。）を加える。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 支給対象者 令和5年6月1日（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第6号に規定する住民となった年月日 <u>（以下「住定日」という。）</u> が令和5年6月2日から令和5年9月30日までの間の者にあつては、当該日。以下「基準日」という。）において市内に住所を有する者であつて、住民税非課税世帯又は家計急変世帯の世帯主（住民基本台帳法に規定する世帯主をいう。 <u>以下同じ。</u>）であるものをいう。</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(5) <u>追加支給対象者 令和5年12月1日（住定日が令和5年12月2日から令和6年3月29日までの間の者にあつては、当該日。以下「追加基準日」という。）において市内に住所を有する者であつて、住民税非課税世帯又は追加支給家計急変世帯の世帯主であるものをいう。</u></p> <p>(6) <u>追加支給家計急変世帯 住民税非課税世帯以外の世帯のうち、予期せず令和5年1月から令和6年3月までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が、令和5年度分の市町村民税が非課税である者と同様の事情にあると認められる者である世帯（同一の世帯に属する者のうち令和</u></p>	<p>(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 支給対象者 令和5年6月1日（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第6号に規定する住民となった年月日が令和5年6月2日から令和5年9月30日までの間の者にあつては、当該日。以下「基準日」という。）において市内に住所を有する者であつて、住民税非課税世帯又は家計急変世帯の世帯主（住民基本台帳法に規定する世帯主をいう。）であるものをいう。</p> <p>(3)及び(4) 略</p>

改正後	改正前
<p><u>5年度分の市町村民税均等割が課されているもの全員のそれぞれの1年間の収入見込額（令和5年1月から令和6年3月までの任意の1箇月の収入に12を乗じて得た額をいう。）又は1年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が、市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下の者である世帯をいう。）をいう。ただし、次のいずれかに該当する世帯を除く。</u></p> <p><u>ア 住民税非課税世帯として価格高騰重点支援給付金の支給（第15条に規定する追加支給をいう。以下この号において同じ。）を受けた世帯に属していた者を含む世帯（当該者が住民税非課税世帯に該当しない世帯に編入された場合の当該世帯を除く。）</u></p> <p><u>イ 追加基準日において同一世帯に同居していた者が、追加基準日の翌日以降の住民票の異動により、同一住所において別世帯とする世帯の分離の届出をした場合で、かつ、同一住所に住民登録されているいずれかの世帯が価格高騰重点支援給付金の支給を受けた場合における同一住所に住民登録されているその他の世帯</u></p> <p>（受給権の譲渡又は担保の禁止）</p> <p>第14条 略</p> <p>（価格高騰重点支援給付金の追加の支給等）</p> <p><u>第15条 市は、追加支給対象者に対し、価格高騰重点支援給付金を支給（以下「追加支給」という。）するものとする。ただし、価格高騰重点支援給付金の追加支給を受けた世帯又は他の市町村（特別区を含む。）から同様の給付金の支給を受けた世帯に属していた者を含む世帯の追加支給対象者には、支給しない。</u></p> <p><u>2 前項の規定により追加支給対象者に対して追加支給する価格高騰重点支援給付金の額は、1世帯につき7万円とする。</u></p> <p>（住民税非課税世帯の追加支給手続の特例）</p> <p><u>第16条 市は、第3条第1項の規定による価格高騰重点支援給付金の支給の際に金融機関の口座の通知を行った住民税非課税世帯の追加支給対象者に対する価格高騰重点支援給付金の追加支給については、確認書の送付に代えて、価格高騰重点支援給付金支給通知による確認を求めることができる。</u></p> <p><u>2 前項の通知を受けた追加支給対象者のうち、価格高騰重点支援給付金の</u></p>	<p>（受給権の譲渡又は担保の禁止）</p> <p>第14条 略</p>

改正後	改正前
<p><u>追加支給を受ける金融機関の口座に変更がない者は、確認書及び非課税申請書の提出を省略することができる。</u></p> <p><u>(追加支給に関する準用)</u></p> <p><u>第17条 第3条第3項から第14条までの規定は、価格高騰重点支援給付金の追加支給について準用する。この場合において、第3条第3項中「第1項」とあるのは「第15条第1項」と、第4条、第5条、第8条第1項、第9条から第11条まで並びに第12条第1項及び第3項中「支給対象者」とあるのは「追加支給対象者」と、第5条中「家計急変世帯の」とあるのは「追加支給家計急変世帯の」と、第6条第2項及び第7条第2項中「令和5年10月31日」とあるのは「令和6年3月29日」と、第9条中「基準日」とあるのは「追加基準日」と、第12条第2項中「令和5年11月30日」とあるのは「令和6年4月30日」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(その他) 第18条 略</p>	<p>(その他) 第15条 略</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。